

京都大学大学院農学研究科附属農場教育共同利用規程

(平成 28 年 4 月 14 日 研究科教授会決定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、京都大学大学院農学研究科の組織に関する規程（平成 16 年達示第 15 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、京都大学大学院農学研究科附属農場（以下「附属農場」という。）の共同利用に関し、その必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「共同利用」とは、他の大学又は高等専門学校の教育課程上の実習等を附属農場を利用して行う場合をいう。

(共同利用の範囲)

第 3 条 共同利用を行うことができる組織は、我が国の大学、高等専門学校に在籍する学生又は大学院生（以下「学生等」という。）の所属する学部、研究科等とする。

(運営委員会)

第 4 条 共同利用の実施に関する重要事項を審議するため、京都大学大学院農学研究科附属農場教育共同利用運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(公募)

第 5 条 運営委員会は、適切な時期に次年度の共同利用について、公募を行う。

2 共同利用を行おうとする組織は、前項に定める公募に応募し、運営委員会の承認を得なければならない。

(利用の実施)

第 6 条 附属農場で共同利用の学生等の実習等を実施する場合、原則として附属農場専任教員がその教育を実施する。また、附属農場技術職員はこれを補佐する。

(損害賠償)

第 7 条 共同利用を行う組織は、その責に帰すべき事由により、附属農場の設備、備品等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 附属農場は、その責に帰さない事由により、共同利用に参加した学生等に事故が発生したときは、その損害の賠償の責を負わない。

(庶務)

第 8 条 共同利用に関する事務は、北部構内事務部が処理する。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、共同利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 14 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。